

平成 18 年 10 月 12 日

各位

安田投信投資顧問株式会社

証券取引等監視委員会による検査結果に基づく行政処分の勧告について

弊社は、本年 3 月 8 日から証券取引等監視委員会の検査を受けておりましたが、本日、投資信託及び投資法人に関する法律上の忠実義務違反があったとして、同委員会から金融庁に対して、行政処分を行うよう勧告が行われました。

行政処分勧告の内容ならびに対象となった事実関係は別紙の通りです。

弊社は、投資信託委託業者として最大の努力を傾注しつつ、投資者の保護に努めてまいりましたが、今回の勧告を厳粛かつ真摯に受け止め、社内体制の一層の整備等を通じて今後の弊社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、同様の事態の再発防止を図る所存です。

今回の件に関しましては、お客様、関係各方面に多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

尚、本件は、弊社にて現在運用中の投資信託・年金基金等に直接影響するものではありません。

以 上

(別紙)

## 1 . 勧告の内容

証券取引等監視委員会は、安田投信投資顧問株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 藤井 常雄、資本金 26 億円、役職員 78 名）を検査した結果、下記のとおり当該投資信託委託業者に法令違反の事実が認められたので、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

## 2 . 事実関係

### ○物価連動型米国債の約定処理に係る忠実義務違反

安田投信投資顧問株式会社は、自社で設定をし、その運用を外部委託している投資信託（以下「本件投資信託」という。）において、当該外部委託先が、平成 17 年 9 月 28 日、本件投資信託の信託財産として物価連動型米国債を買い付けた際に、受託事務を取り仕切る再委託先の信託銀行において当該債券を投資信託協会が規定する方法で計理処理できないことが判明したことから、同年 10 月 5 日、当該債券の買付けをキャンセルするよう運用の外部委託先に対して指示した。当該指示を受けて、同日、当該外部委託先が当該債券の反対売買を行い、その結果、12,578.12 米ドルの売却損が生じたところ、当社は、同年 12 月 27 日になって、自社において補てんすべきであった当該損失をあえて本件投資信託における損失として計上し、その結果、本件投資信託を主要な投資対象としている投資信託の受益者に相応の損失を被らせた。

当社による上記行為は、「投資信託委託業者は、委託者指図型投資信託の受益者のため忠実に当該委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければならない」と規定する投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に違反するものと認められる。